

●非公募の理由

施設名	理由
<p>宮ヶ瀬やまなみセンター、 宮ヶ瀬湖集団施設地区及び 鳥居原園地並びに宮ヶ瀬湖 カヌー場</p>	<p>(1) 宮ヶ瀬湖周辺施設設置の経緯 宮ヶ瀬湖周辺施設は、ダム建設と周辺地域の振興・活性化などを図ることを目的として策定された「宮ヶ瀬ダム貯水池周辺地域整備基本計画」を推進するため、国や県、地元市町村の役割分担を踏まえた合意に基づき設置された。また、周辺地域の振興と発展に寄与し、同計画を推進する母体として「宮ヶ瀬ダム周辺振興財団」が設立され、宮ヶ瀬湖周辺施設の管理と地域の活性化推進事業を実施してきた。</p> <p>(2) 宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者に求められる要件 宮ヶ瀬湖周辺施設の指定管理者には、宮ヶ瀬湖周辺地域の特別な事情から、次の要件を満たすことが不可欠である。 ア 宮ヶ瀬ダムの建設が、水没地域の住民並びに地元市町村の多大な協力により実現したことに対し深い理解があること イ 単なるサービスの向上や効率的な運営に留まらず、宮ヶ瀬湖周辺地域の振興と活性化の中心的役割を担えること。 ウ 周辺地域活性化事業の実施にあたり、国、県、地元市町村とスムーズに連携を図ることができること。 エ 指定管理者となることについて地元市町村から合意が得られること。</p> <p>(3) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団の実績 宮ヶ瀬湖周辺施設に指定管理者を導入後、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団は指定管理者として、国・県・地元市町村との合意はもとより、地域住民とも合意形成を図りながら、当該施設を管理運営しており、以下の効果がみられた。 ア 施設の一部を活用した各種イベントの開催など、新たな事業等が開催されている。 イ 宮ヶ瀬湖周辺施設を一体的に管理することにより、中長期的な地域振興や施設間の連携効果が発揮され、施設運営の効率化及び経費削減という観点からも効果が発揮されている。 ウ 平成29年に財団は宮ヶ瀬周辺地域の振興の舵取り役として「日本版DMO法人」の認定を受け地域活性化に向けた様々な取組みを推進している。</p> <p>こうしたことから、宮ヶ瀬湖周辺施設を一体的に管理する指定管理者に求められる要件を満たす者は、宮ヶ瀬ダム周辺振興財団において他にはいないため、一者指定・非公募とする。</p>